

産業廃棄物処分業許可申請書

〇〇年△△月□□日

大分市長 〇〇 △△△ 殿

日付は申請の受付日を記載することになります。

申請者

住所 大分県大分市△△町〇丁目◇番□号
 氏名 〇〇□□ 株式会社
 代表取締役 大分 一郎

法人の場合は法人登記簿どおりに、個人の場合は住民票どおりに記載してください。

（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
 電話番号 097-〇〇〇-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（焼却）：廃プラスチック類
 （以上1種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物を除く。）
 最終処分（埋立処分）：がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくず
 （以上5種類。ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物を除く。）
 ※別紙記載も可。

事務所及び事業場の所在地

事務所 住所地に同じ 電話番号 同上
 事業場 大分市xx町〇丁目□番 電話番号 097-□□△△-〇〇◇◇

土地登記簿謄本の所在地・地番どおりに記載してください。

事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

焼却施設 設置場所 大分市大字〇◇番◇
 設置年月日 平成〇〇年◇◇月xx日
 処理能力 20kg/h（8時間/日）（160kg/日）
 許可年月日 平成〇〇年◇◇月xx日
 許可番号 大分市指令 第〇〇〇〇号
 ※別紙記載（許可証裏面等の施設欄をコピーして『別紙1』に記載とするなど）も可。

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管をする産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

保管施設 所在地 大分市大字〇◇番◇
 面積 〇〇 m²
 種類 廃プラスチック類
 保管上限 〇〇 m³（保管上限とは、保管最大量（体積）のことです）
 高さ 〇 m
 （以上1種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物を除く。）
 ※複数の場所や複数の品目を保管するときなどは、詳細を別紙に記載してください。保管場所の配置図・保管量詳細表等も添付してください。

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

焼却炉 [ロストル式燃焼室、二次燃焼室、減温塔、サイクロン式集塵機、煙突（高さxxm）]
 埋立場 [安定型最終処分場、鋼製ネットフェンス、重力式コンクリート擁壁（高さ〇〇m、幅◇◇m）]

※事務処理欄

既に処理業の許可（他県の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	大分県	0442000000
	大分県	0881000000
	宮崎県	0450000000
※許可が複数のときは、別紙に記載しても構いません。		
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		法人登記簿に記載されているとおりに記載してください。
(ふりがな) 名称	住所	
まるまるしかく 〇〇〇〇 株式会社	大分県大分市△△町〇丁目◇番□号	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
おおいちろう 大分 一郎	S 20. 2. 2 代表取締役	大分市◇◇町三丁目1番地2 大分市◇◇町三丁目1番地の2
おおいじろう 大分 次郎	S 30. 3. 3 取締役	大分市〇〇町三丁目30番地 大分市◇◇町三丁目237番地（◇◇ハイツ501号）
おおいさぶろう 大分 三郎	S 40. 4. 4 取締役	大分市△△町一丁目3番地10 大分市△△町一丁目3番地の10（コーポ◇◇501号）
おおいはなこ 大分 花子	S 50. 5. 5 監査役	大分県 別府市◇町38番1 大分県 別府市◇町38番地の1

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割	住	所
おおいちろう 大分 一郎	S 20. 2. 2	500株	大分市◇◇町三丁目1番地2	
		50%	大分市◇◇町三丁目1番地の2	
おおいじろう 大分 次郎	S 30. 3. 3	300株	大分市〇〇町三丁目30番地	
		30%	大分市◇◇町三丁目237番地 (◇◇ハイツ501号)	
まさしかく 〇〇株式会社	—	200株	—	
		20%	大分市xx1400番2号	

住民票や法人登記簿に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

政令使用人がある場合は、記載してください。住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年△△月□□日

大分市長 〇〇 △△△ 殿

日付は申請の受付日を記載することになります。

申請者

住所 大分県大分市△△町〇丁目◇番□号

氏名 〇〇□□ 株式会社

代表取締役 大分 一郎

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 097-〇〇〇-△△△△

法人の場合は法人登記簿どおりに、個人の場合は住民票どおりに記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成 27年 1月 22日 第 08820 000000号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物処分業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	<p>中間処理（破碎）： 廃プラスチック類 中間処理（中和）： 廃酸、廃アルカリ</p> <p>（以上3種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物を除く。） ※変更後の事業範囲の全てを記載してください。別紙記載も可。</p>
変更の内容	現許可である中間処理（破碎）に、中間処理（中和）を追加する。産業廃棄物の種類についても、廃酸、廃アルカリを追加する。
変更理由	事業拡大に伴う中間処理（中和）の追加
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	<p>施設の種類： 中和施設 数量： 1施設 設置場所： 大分市大字〇〇字△△番◇ 設置年月日： 平成〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力： 〇〇m³/日（8時間/日） 許可年月日： 平成〇〇年◇◇月××日 許可番号： 大分市指令 第〇〇〇〇号 ※廃棄物の保管の詳細については、別紙に記載してください。</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	連続多段中和式角型槽（容量〇〇m ³ ）、タービン型攪拌機、直列多段pH制御装置
※事務処理欄	

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
まるまるしかくしかく 〇〇〇〇 株式会社		大分県大分市△△町〇丁目◇番□号	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人登記簿に記載されているとおりに記載してください。 </div>			
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
おおい 一郎 大分 一郎	S 20. 2. 2 代表取締役	大分市◇◇町三丁目1番地2 大分市◇◇町三丁目1番地の2	
おおい 二郎 大分 次郎	S 30. 3. 3 取締役	大分市〇〇町三丁目30番地 大分市◇◇町三丁目237番地 (◇◇ハイツ501号)	
おおい 三郎 大分 三郎	S 40. 4. 4 取締役	大分市△△町一丁目3番地 大分市△△町一丁目3番地の10 (コーポ◇◇501号)	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき)

発行済株式の総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割 合	住 所	
おおいちろう 大分 一郎	S 20. 2. 2	500株	大分市◇◇町三丁目1番地2	
		50%	大分市◇◇町三丁目1番地の2	
おおいじろう 大分 次郎	S 30. 3. 3	300株	大分市〇〇町三丁目30番地	
		30%	大分市◇◇町三丁目237番地(◇◇ハイツ501号)	
まさしかく 〇〇株式会社	—	200株	—	
		20%	大分市xx1400番2号	

住民票や法人登記簿に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

政令使用人がある場合は、記載してください。住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

〇〇年△△月□□日

大分市長 〇〇 △△△ 殿

日付は申請の受付日を記載することになります。

申請者

住所 大分県大分市△△町〇丁目◇番□号
〇〇□□ 株式会社

氏名 代表取締役 大分 一郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 097-〇〇〇-△△△△

法人の場合は法人登記簿どおりに、個人の場合は住民票どおりに記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）</p>	<p>処分方法及び特別管理産業廃棄物の種類 中間処理（焼却）：感染性産業廃棄物 中間処理（中和）：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） ※別紙記載も可。</p>								
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<table border="1"> <tr> <td>事務所</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>住所地と同じ</td> <td>097-〇〇〇-△△△△</td> </tr> <tr> <td>事業場</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>大分市xx町〇丁目□番</td> <td>097-□□△△-〇〇◇◇</td> </tr> </table>	事務所	電話番号	住所地と同じ	097-〇〇〇-△△△△	事業場	電話番号	大分市xx町〇丁目□番	097-□□△△-〇〇◇◇
事務所	電話番号								
住所地と同じ	097-〇〇〇-△△△△								
事業場	電話番号								
大分市xx町〇丁目□番	097-□□△△-〇〇◇◇								
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>1. 焼却施設 設置場所 大分市大字〇◇番◇ 設置年月日 平成〇〇年◇◇月xx日 処理能力 20kg/h（8時間/日）（160kg/日） 許可年月日 平成〇〇年◇◇月xx日 許可番号 大分市指令 第〇〇〇〇号 2. 中和施設 設置場所 大分市大字〇◇番◇ 設置年月日 平成〇〇年◇◇月xx日 処理能力 160m³/日（24時間/日） 許可年月日 平成〇〇年◇◇月xx日 許可番号 大分市指令 第〇〇〇〇号 ※別紙記載（許可証裏面等の施設欄をコピーして「別紙1」とするなど）も可。</p>								
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管をする特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>保管場所 所在地：大分市大字〇◇番◇ 保管する特別管理産業廃棄物の種類及び保管場所の面積・体積・高さ 感染性産業廃棄物：□□m²、〇〇m³、◇m 廃酸：△△m²、〇〇m³、◇m ※複数の場所や複数品目を保管するときなどは、詳細を別紙に記載してください。 ※「保管上限」とは、最大保管体積です。</p>								
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>焼却施設：ロータリーキルン式燃焼炉、二次燃焼室、減温塔、サイクロン式集塵機、煙突（高さxxm）] 中和施設：連続多段中和式角型槽（容量〇〇m³）、タービン型攪拌機、直列多段pH制御装置</p>								
<p>※事務処理欄</p>									

(第2面)

既に処理業の許可（他 県の都道府県のもの を含む。）を有している 場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	大分県	0447000000
	複数許可を有する場合は、別紙添付も可。	

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
まるまるしかく 〇〇〇〇 株式会社		大分県大分市△△町〇丁目◇番□号	

法人登記簿に記載されているとおりに記載してください。

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
おおい 一郎 大分 一郎	S 20. 2. 2 代表取締役	大分市◇◇町三丁目1番地2 大分市◇◇町三丁目1番地の2	
おおい じう 大分 次郎	S 30. 3. 3 取締役	大分市〇〇町三丁目30番地 大分市◇◇町三丁目237番地（◇◇ハイツ501号）	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割	住	所
おおい ちろう 大分 一郎	S 20. 2. 2	500株	大分市◇◇町三丁目1番地2	
		50%	大分市◇◇町三丁目1番地の2	
おおい じろう 大分 次郎	S 30. 3. 3	300株	大分市〇〇町三丁目30番地	
		30%	大分市◇◇町三丁目237番地(◇◇ハイツ501号)	
ましかく 〇〇株式会社	—	200株	—	
		20%	大分市××1400番2号	

住民票や法人登記簿に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

政令使用人がある場合は、記載してください。住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書

日付は申請の受付日を記載
することになります。

〇〇年△△月□□日

大分市長 〇〇 △△△ 殿

申請者

住所 大分県大分市△△町〇丁目◇番□号

氏名 〇〇□□ 株式会社

代表取締役 大分 一郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号 097-〇〇〇-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物処分量
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成27年1月22日 第0887000000号
収集運搬業・処分量の区分	特別管理産業廃棄物処分量
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分量にあっては、処分方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	<p>中間処理（焼却）：感染性産業廃棄物</p> <p>中間処理（中和）：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）</p> <p>中間処理（脱水）：汚泥（〇〇を含むことにより特別管理産業廃棄物になるものに限る。）</p> <p>※変更後の事業範囲の全てを記載してください。別紙記載可。</p>
変更の内容	<p>現許可である中間処理（焼却、中和）に中間処理（脱水）を追加する。</p> <p>特定有害産業廃棄物の種類については、汚泥を追加する。</p>
変更理由	事業拡大に伴う中間処理（脱水）の追加
変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月日、 処理能力（当該施設が最終処分場である 場合には、埋立地の面積及び埋立容量）、 許可年月日及び許可番号（産業 廃棄物処理施設の設置の許可を受け ている場合に限る。）	<p>施設の種類：脱水施設</p> <p>数量：1施設</p> <p>設置場所：大分市大字〇〇字〇〇番◇</p> <p>設置年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>処理能力：〇〇m³/日（8時間/日）</p> <p>許可年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>許可番号：大分市指令第〇〇〇〇号</p> <p>※廃棄物の保管の詳細については、別紙に記載してください。</p>
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要	<p>ベルトプレス方式</p> <p>構造及び設備の概要は 別紙設計計算書等による</p>
※事務処理欄	

変更に係る施設についてのみ
記入してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の総数	1000株		出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割	合	住
おおいちろう 大分 一郎	S 20. 2. 2	500株 50%	大分市◇◇町三丁目1番地2	大分市◇◇町三丁目1番地の2
おおいじろう 大分 次郎	S 30. 3. 3	300株 30%	大分市〇〇町三丁目30番地	大分市◇◇町三丁目237番地 (◇◇ハイツ501号)
まるしかく 〇〇株式会社	—	200株 20%	—	大分市xx1400番2号

住民票や法人登記簿に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記入してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

政令使用人がある場合は、記載してください。住民票に記載されているとおりに、算用数字・漢数字まで正確に、氏名、本籍及び住所等を記載してください。

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(様式1)

事業概要書 (処分)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

搬入した産業廃棄物 (無機汚泥及び有機汚泥) を中間処理 (脱水) し、処理後の廃棄物については、最終処分業者 (管理型最終処分場) へ委託処分する。

※変更許可申請のときはまず現状の許可内容を記載した後、種類欄に「以下追加項目」等記載して、その下に続けて追加申請する項目を記載してください (変更部分 (追加項目) を明確にして、2枚目の様式1に記載しても構いません)。

2. 処分する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥 (無機)	20 t/月	泥状	〇〇エンジニアリング (株) 大分市大字□□〇〇〇番地5	脱水	(株)△△〇〇産業 (最終処分) 大分市〇〇町〇〇番地3
2	汚泥 (有機)	5 t/月	泥状	×× (株) (製材業) 名古屋市中区三の丸2-6-1	脱水	同上
3	※変更許可時は「以下追加項目」等記載					(↑中間処理後、販売するときは、販売先を記入してください)
4	※変更許可時の追加項目を記載					
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

施設概要書 (中間処理)

3. 施設の概要	
処理施設の種類	脱水施設
設置場所	大分市大字〇〇番
設置年月日	平成〇△年〇△月〇△日
処理能力	50m ³ /日 (8時間/日)
廃棄物の種類	汚泥
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>受入れた汚泥は貯留槽に一時保管し、専用汚泥ポンプにて脱水施設へ投入する。</p> <p>脱水後のケーキは、ベルトコンベアにて保管場所へ搬送し、搬出まで保管する。</p> <p>構造等は別添構造図面参照。</p> <div data-bbox="1075 1182 1465 1346" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>設備の概要については、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を添付してください。</p></div>
環境保全設備の概要	<p>脱水は室内において行い、騒音対策として低騒音型のベルトコンベアを採用する。</p> <p>また、脱水ケーキの保管は室内にて行い、必要時以外は搬出用シャッターを閉めておく。</p> <div data-bbox="847 1787 1243 1924" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>中間処理施設に付随する設備の概要について記入してください。</p></div>

(様式2-2)

施設概要書 (最終処分)

4. 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	種類：安定型最終処分場 名称：第3処分場
設置場所	大分市大字〇〇字〇〇番△△
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
最終処分場の規模等	埋立地の面積 〇〇〇〇m ² 全体面積△△△△△m ² 埋立容量 〇〇〇〇m ³
埋立対象廃棄物の種類	がれき類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず(以上5種類。ただし、石綿含有産業廃棄物を含む。)
構造及び設備の概要	次の設備等の概要を記載してください。 ・ 囲い、門扉、立札 ・ 擁壁、えん堤 (構造、崩壊防止措置等) ・ 開渠 ・ 集排水設備、調整池、浸出液処理設備、地下水採取設備、ガス抜き設備 ・ 洗車設備、駐車場、管理事務所 等
放流水の水質等	放流水の水質 (項目と水質) 放流水及び地下水の測定頻度
その他環境保全対策	次の対策等を記載してください。 ・ 廃棄物の飛散、流出防止対策 ・ 悪臭防止対策 (硫化水素の発生防止対策ほか) ・ 火災防止対策 ・ ねずみ、蚊、はえ等の発生防止対策 ・ 設備の保守点検内容 等

(日本工業規格 A列4番)

(様式3)

業務の具体的な計画 (処分)

5. 処分業務の具体的な計画 (処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

①処理工程

別添処理フローのとおり。

②業務を行う時間

事業所内の施設の稼働時間は、8時間とする。

午前8:30～午後5:00

③休業日

土曜日・日曜日・祝日、お盆(8月13日～15日)、
年末年始(12月31日から1月3日)

従業員数内訳

△△年〇〇月□□日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請書の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
6 人	2 人	2 人	10 人		40 人		60 人

(日本工業規格 A列4番)

環境保全措置概要書 (処分)

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(騒音・振動・悪臭等において講ずる措置)

- ・産業廃棄物の汚損、腐敗を招かないよう、産業廃棄物は速やかに処理する。
万一、悪臭が発生したときは、直ちに消臭、洗浄、消毒などの処置をする。
- ・夜間、早朝は操業しない。
運搬車輛、重機等は、住宅地内等では十分走行速度を落とす。

(2) 保管施設において講ずる措置

- ・搬入された廃棄物の処理までの保管場所は、屋根、隔壁を設けて、廃棄物の飛散を防止する。また、周囲に側溝を設けて、廃棄物の流出を防止する。

保管期間や飛散流出・地下浸透・悪臭等への対策、その他必要な措置について記入してください。

(3) 最終処分場において講ずる措置

- ・万一、害虫等が発生した場合、直ちに駆除するとともに、原因となった廃棄物を速やかに撤去し、洗浄、消毒等の措置をする。

(様式5)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

大分市長 殿

(申請者) 住 所 大分市△△町○丁目◇番□号
○○□□株式会社
氏 名 代表取締役 大分 一郎
(法人にあつては名称及び代表者名)

(様式6)

中間処理後廃棄物処理計画書

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	汚泥 (無機汚泥)
発生量 (t/月又はm ³ /月)	10 m ³ /日 × 25日 = 250 m ³ /月 (含水率75%)
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) ○○産業(株) 最終処分 (管理型処分場)
	(所在地) 大分市大字○○字□□番△△
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法

備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(様式7)

資金計画書

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	既存の施設及び事業場を使用するので特に資金は必要としない。	
土地	新規事業の開始や更新にあたって、新たな資金を必要としない場合は、その旨記載してください	
事務所		
収集運搬車両		
積保施設		
処理施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(日本工業規格 A列4番)

(様式8)

資産に関する調書 (個人用)

〇〇年△月◇日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
現金預金	普通預金		10,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅		20,000
建物	自宅		30,000
備品			
車両		2台	5,000
その他			
資 産 計			65,000
負債の種別	内容	数量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			0

個人で申請する場合のみ
添付してください。
法人の場合は不要です。

(日本工業規格 A列4番)

(様式9)

分析設備概要書

分析設備の種類	使用目的	社名・型式
オルザットガス分析装置	燃焼炉の排ガス測定	〇〇光学機器 AB-1234
ガラス電極pH計	排出水のpH測定	□□測定機器 CD-5678
赤外線分析計	廃棄物の含水率の測定	◇◇化学機器 EF-9012
ガスクロマトグラフ 分析装置	検体中の有害物質の 濃度測定	△△電機 GH-3456
<p>※測定分析を外部へ委託する場合、廃棄物対策課に相談してください。</p>		

(独自様式1)

取り扱う産業廃棄物のチェック表

住所 大分市△△町〇丁目◇番□号
〇〇□□株式会社

住所・氏名を記入してください。

氏名 代表取締役 大分 一郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

該当する方に〇印をして
ください。

1. 管理型産業廃棄物の取り扱い

種 類	管理型産業廃棄物の取り扱い		
	管理型産業廃棄物の種類	含 む	含まない
廃プラスチック類	自動車等破砕物	<input type="radio"/>	
	廃プリント配線板	<input type="radio"/>	
	廃容器包装	<input type="radio"/>	
金 属 く ず	自動車等破砕物		<input type="radio"/>
	廃プリント配線板		<input type="radio"/>
	廃容器包装	<input type="radio"/>	
	鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの		<input type="radio"/>
	鉛製の管又は板であつて不要物であるもの		<input type="radio"/>
ガラスくず・コン クリートくず及び 陶磁器くず	自動車等破砕物		<input type="radio"/>
	廃容器包装	<input type="radio"/>	
	廃ブラウン管 (側面部に限る)		<input type="radio"/>
	廃石膏ボード		<input type="radio"/>

- 自動車等破砕物 : 自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具若しくはこれらのものの一部の破砕に伴つて生じたものをいう。
- 廃プリント配線板: 鉛を含むはんだが使用されているものに限る。
- 廃容器包装 : 固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの
(別表第5の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は附着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入し又は附着したことがないものを除く。)

*別表5の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、6価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン

2. 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
石綿含有産業廃棄物	<input type="radio"/>	

- 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)

3. 汚泥の取り扱い

種 類	区 分	含 む	含まない
汚 泥	有機汚泥	<input type="radio"/>	
	無機汚泥	<input type="radio"/>	

- 有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥(動植物性残渣)、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。
- 無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃汚水からの無機質のみの汚泥である。代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥がある。

4. 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種類	含む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物		○

次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの

- ①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、①表A,Bの製品。
 ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）
 ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

① 表A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光灯※		
直管形、環形、角形、コンパクト形	（品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの）	
電球形蛍光灯	（品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの）	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」※1を参照。	
HIDランプ※、放電ランプ※	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」※1を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計※※2、圧力伝送器※※2、真空計※、水銀充満圧力式温度計※	目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定点セル	説明書等の記載を参照。	
顔料※	名称（水銀朱、辰砂）から判別可能。	
ポイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る）、水銀抵抗原器、周波数標準機※	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサルを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	

注1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 <http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyو.htm#shu>
 注2 ダイアフラム式のものに限る。

表B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー※	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

5. 水銀含有ばいじん等の取り扱い

種類	含む	含まない
水銀含有ばいじん等		○

水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが産業廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 [≧] を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 [≧] を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 [≧] を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 [≧] を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

(独自様式3)

変更に係る新旧対照表

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
廃棄物の処理方法の追加	<ul style="list-style-type: none">・ 中間処理 (破碎)・ 最終処分 (埋立処分) 以上 2種類	<ul style="list-style-type: none">・ 中間処理 (破碎)・ 中間処理 (焼却)・ 最終処分 (埋立処分) 以上 3種類
取り扱う産業廃棄物の種類の追加	中間処理 (焼却) なし	中間処理 (焼却) <ul style="list-style-type: none">・ 木くず・ 廃プラスチック類・ 汚泥 (有機汚泥に限る。) 以上 3種類
事業の用に供する施設の追加	焼却施設なし ※別紙記載も可。	焼却施設追加 設置場所：大分市大字〇〇 ◇番◇ 設置年月日：平成〇〇年◇◇月 ××日 処理能力：20kg/h (8時間/日) (160kg/日) 許可年月日：平成〇〇年◇◇月 ××日 許可番号：大分市指令第〇〇〇〇 号 ※別紙記載も可。

(様式11)

長期収支計画書

〇〇年△△月□□日

申請者 〇〇□□ 株式会社

代表取締役 大分 一郎

下記事由により生じた欠損金等の解消を図るため、下記の改善計画及び別紙の長期収支計画表のとおり、経営の安定に努めます。

理由(原因)・改善計画を箇条書きで記載してください。

1. 債務超過

営業損失・経常損失

が発生した理由(原因)

次期繰越損失

① 第〇〇期の債務超過

・ X X。

・ X X。

② 第〇〇期の営業損失

・ X X。

・ X X。

③ 第〇□期の経常損失

・ X X。

・ X X。

④ 第〇△期の次期繰越損失

・ X X。

2. 今後の事業改善計画

① 債務超過の改善策

・ X X。

・ X X。

・ X X。

② 営業損失・経常損失の改善策

・ X X。

・ X X。

・ X X。

3. 長期収支計画表

別紙のとおり

長期収支計画表

(単位：千円)	実 績			計 画				
	第 2 3 期	第 2 4 期	第 2 5 期	第 2 6 期	第 2 7 期	第 2 8 期	第 2 9 期	第 3 0 期
売 上 高	402,070	477,773	519,236	550,390	583,413	618,417	655,522	694,853
売 上 原 価	363,778	441,591	486,948	511,295	536,859	563,701	591,886	621,480
売 上 総 利 益	38,292	36,182	32,288	39,095	46,554	54,716	63,636	73,373
販売費・一般管理費	42,737	36,370	33,989	38,067	42,653	47,751	53,481	59,898
営 業 利 益	△ 4,445	△ 188	△ 1,701	1,028	3,919	6,965	10,155	13,475
営 業 外 利 益	823	1,102	3,562	3,668	3,778	3,891	4,077	4,127
営 業 外 損 失	466	228	429	441	454	467	481	495
経 常 利 益	△ 4,088	686	1,432	4,225	7,243	10,389	13,681	17,107
特 別 利 益	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益	△ 4,088	686	1,432	4,225	7,243	10,389	13,681	17,107
法人税・住民税	70	70	69	70	70	70	70	70
当 期 利 益	△ 4,158	616	1,363	4,185	7,173	10,391	13,611	17,037
前期繰越利益	△ 14,887	△ 19,045	△ 18,429	△ 17,066	△ 12,881	△ 5,708	4,611	18,222
当期未処分利益	△ 19,045	△ 18,429	△ 17,066	△ 12,811	△ 5,708	4,611	18,222	35,259

上記のと通りの計画により欠損金の解消を図り、経営の安定に努めます。

〇〇年△△月□□日

申請者

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 大分 一郎